

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第22回）議事録

日時 平成25年3月6日（水）14:00～15:21

場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

出席者 （委員）樫谷委員長、今野委員、金子委員、島本委員、傍土委員、山根委員
（関係府省庁）

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 堀内企画官

警察庁交通局交通企画課 廣田課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 橋本課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

地域移行・障害児支援室 阿萬室長

国土交通省自動車局技術政策課 江角課長

国土交通省道路局道路交通管理課 吉武課長

総務省自治行政局行政課 岡課長補佐

総務省自治財政局財務調査課 開出課長

農林水産省経営局農地政策課 渡邊課長

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 新田室長

（事務局）

加藤事務局長、枝広事務局長代理、田中次長、宇野参事官、大地参事官、
佐竹参事官、福浦参事官、長屋参事官、瀧本参事官補佐、豊重参事官補佐

1. 開会

（樫谷委員長）それでは、定刻となりましたので、第22回「評価・調査委員会」を始めさせていただきます。

2. 部会報告

（1）医療・福祉・労働部会

（樫谷委員長）議事次第に沿って進めたいと思いますけれども、まず資料1にございます平成24年度下半期の評価対象となります規制の特例措置一覧及び資料2にございます平成24年度調査審議諮問案件一覧に記載されております事項につきまして、各部会の部会報告をお願いしたいと思います。

初めに、医療・福祉・労働部会の検討結果につきまして、資料3に基づいて報告をお願いしたいと思います。それでは、今野医療・福祉・労働部会長、よろしく願いいたします。

（今野委員）それでは、資料3を御覧ください。そこにありますように3件の規制の特例措置について、4回の部会を開催しまして検討いたしました。評価意見（案）の詳細につ

いては事務局から説明をお願いします。

(大地参事官) それでは、事務局から医療・福祉・労働部会における検討結果を御報告させていただきます。資料を1枚おめくりください。資料3の2ページから御説明させていただきます。

特例措置番号920公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業についてでございますが、特例措置の内容は④のとおり、公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とするものでございます。なお、医療・福祉・労働部会に係る特例措置の概要の一枚紙というものが、少し資料戻って恐縮でございますが、資料1のページ4からページ6に、カラーの紙でございますが、それぞれ一枚紙で簡単に記載させていただいております。適宜御参照頂きたく存じます。また、他の部会で御審議頂きました特例措置につきましても、この資料1に入っております。

それでは、資料3の2ページに戻っていただきまして、⑤の評価の欄でございますが、その他といたしまして、子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえて、平成28年度に評価を行うというものでございます。

⑥の右側のところ、⑤の評価の判断の理由等というところでございますが、少々長くなりますが読み上げさせていただきます。

関係府省庁によれば、発達段階に応じた給食の対応特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難であり、搬入後に保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている。

アレルギー児への対応について、3歳未満児は食物アレルギーの有病率が3歳以上児より高いことに留意が必要であり、学校給食センターや大量調理用の設備しかない場合は代替食の提供は難しく、弁当を持参させたり各保育所で除去したりしている場合が多い。

体調不良児への対応について、3歳未満児は体調の変化が激しいことに留意が必要である。

食育への対応について、調理員・栄養士と子どもの関わりを持つことが困難である。自園調理をしないと保護者からの食に関する相談に十分に対応できず、保育所の持つ保護者支援の機能が十分発揮されない。

保育所と外部搬入事業者の連携について、学校給食センターの栄養士と保育所や市町村の保育担当者等との連携が不十分な例が見られるとのことであった。

評価・調査委員会による調査では、本特例措置の実施に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・障害児保育の充実、保育所設備の改修、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっている。

発達段階に応じた給食について、外部搬入により対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えて提供すること、乳幼児の喫食状況を栄養士が把握し献立に反映するといった工夫により対応している保育所が存在する。

アレルギー児への対応について、外部搬入により対応できない部分については、代替食

材、アレルギー食物除去・加算調理、自園調理等に対応している保育所が存在する。

食育への対応について、調理する者と子どもの関わり等、保育所における食育を推進するため、保育園の畑で、野菜の栽培と収穫を行い、児童自らが調理して食する機会を設ける等の取組みを実施している保育所が存在することが確認された。

以上より、関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。

⑦の今後の対応方針でございますが、関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。920につきましては、以上でございます。

引き続きまして4ページ、特例措置番号936についてでございますが、特定事業の名称、保育所における看護師配置補助要件の緩和事業についてでございます。

特例措置の内容は、4人以上6人未満の乳児が入所している保育所について、当該保育所に勤務する看護師又は保健師を、1人に限って、保育士1人とみなすことができる。

⑤の評価でございますが、地域を限定することなく全国において実施するというものでございます。

⑥、⑤の評価の判断の理由等でございますが、関係府省庁によれば、1割程度の保育所で、職種が異なることに伴うコミュニケーションの困難、看護師等の保育業務についての知識不足や保育指導が十分にできないことなどの弊害が見られたが、弊害があった場合の対応としては、職員会議等による共通理解の形成、他の保育士と一緒に保育業務を担当、保育学習への参加などを行っているとのことであった。一方、9割程度の保育所で特例措置による特段の弊害は無かったことが確認できたとのことであった。

評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により、保健・衛生指導、相談業務が充実し保護者の保育所への安心感・信頼感が向上するなど、保育の質の向上に寄与した。雇用面では、看護師等の継続雇用につながるなど、一定程度効果が確認された。

以上より、本特例措置の活用による効果が確認され、また本特例措置に起因するコミュニケーションの困難、保育業務についての知識不足等の弊害は一部にとどまるため、全国

展開を行う。なお、関係府省庁は、これらの弊害の解消に向けた対策として、看護師等に対する保育業務に関する研修等の機会の確保について適切に配慮すること。

⑦の今後の対応方針でございますが、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。なお、調査結果において、職種が異なることに伴うコミュニケーションの困難、保育業務についての知識不足等が確認されたことから、関係府省庁は、これらを解消するため、看護師等に対する保育業務に関する研修等の機会の確保について適切に配慮すること。

ということで、全国展開の実施内容は上記⑦の今後の対応方針のとおりでございますが、全国展開の実施時期は25年度中に措置ということとされたところでございます。

続きまして5ページ目でございますが、特例措置番号938のサービス管理責任者の資格要件弾力化事業についてでございます。

特例措置の内容は、都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの遂行が困難であると認める場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和するというものでございまして、⑤の評価の欄でございますが、その他ということで、平成27年度に評価を行うということにされました。

⑤の評価の判断の理由等でございますが、関係府省庁によれば、本特例措置を活用する一部の事業所では、サービス管理責任者の実務経験不足により、サービス提供職員に対する技術的指導や助言のほか個別支援計画の作成、利用者に対するアセスメント等の業務を実施できなかった又は実施が困難であったことが確認された。

評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により、障害福祉サービス事業所が、サービス管理責任者欠如による事業の中断を回避することができ、法改正に伴う旧体系から新体系への移行を円滑に実施できた。また、新体系への移行期間以降、平成24年4月1日以降に本特例措置を活用した事業所が新たに開設されるなど、新規参入に寄与しているといった効果が確認された。

以上より、本特例措置による効果は確認できたものの、本特例措置を活用しているサービス管理責任者についてはその実務経験不足を補う必要があると考えられることから、関係府省庁において、サービス管理責任者養成研修のあり方について検討を加え、当該見直しによる効果が発現すると見込まれる平成27年度に改めて評価を行う。

⑦の今後の対応方針でございますが、関係府省庁において、サービス管理責任者養成研修のあり方について検討を加え、当該見直しによる効果が発現すると見込まれる平成27年度に改めて評価を行うこと、とされたところでございます。事務局からは以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただ今の3件の医療・福祉・労働部会において作成頂きました評価意見(案)につきまして、御意見・御質問ございましたら、御発言頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。920は平成28年度に評価を行う。936は全国展開。938は27年度に改めてとこういうことですね。いかがでしょうか。何かございますか。

(島本委員) 920と938なのですけれど、936は全国展開ということでもいいと思うのですが、920の方は、この報告を拝見すると、弊害をしっかりと除去できる状況をまず確保して28年度。それから938の方も、サービス管理責任者研修のあり方を詰めた上で、その効果が出てくる27年度ということで理解していますが、それぞれ28年度と27年度まで待たなくてはいけない理由だけ教えていただければと思います。

(大地参事官) まず、920の方は、子ども・子育て関連3法の施行が27年度に予定をされているということでございまして、その施行状況等を踏まえるためには28年度まで待たなければいけないと。当然その間におきましても、資料3の2ページの下から2行目のあたりから書いてありますように、関係府省庁がガイドライン等の周知徹底等を図っていくということでございます。今の説明で、厚生労働省としてはよろしゅうございますでしょうか。

(橋本課長) 大丈夫です。

(大地参事官) それから、938の方でございまして、こちらも時期について部会で御審議頂いたところなのですけれど、サービス管理責任者の仕事の質の確保、技術の向上、そういったこととございまして、これから研修を充実して、なかなかすぐに効果が出るものではないのではないかと。例えば、来年効果を計測しても、そんなにすぐに効果がでるものではないのではないかとという御審議の状況でございました。

(樫谷委員長) 島本委員よろしいですか。

(島本委員) はい。

(樫谷委員長) ちょっとよろしいですか。サービス管理責任者の仕事という意味でのガイドラインみたいなものはあるのですか。サービス管理責任者の役割が定義されていないと経験不足かどうかの判断だってできませんよね。その辺はどうなっているのですか。そのガイドラインに基づいて検証するというのならわかるのですが。経験だけすればそれで問題ないのですか。

(阿萬室長) 厚生労働省の地域移行・障害児支援室の阿萬でございます。まず、サービス管理責任者自体はそれぞれの事業所におきまして、利用される方の状況のアセスメントを行った上で、個別にその事業所でどのようにサービスを提供するのかということにつきまして、個別支援計画を作るですとか、ある意味その事業所におきます管理職として職員の指導を行うですとか、そういうことを行う職種であるということで規定上整備されております。あとは、具体的には研修をそれぞれの都道府県におきましてきちんと行う形になっておりますけれども、制度が導入されまして間がないということもございまして、研修が実を上げるには少し時間がかかるのではないかとという趣旨でございます。

(樫谷委員長) よろしいですか。それでは、ただ今の医療・福祉・労働部会作成の評価意見(案)を委員会意見として了承することとしたいと思いますが、御異議ございませんで

しょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。御異議がないようでございますので、委員会評価意見として了承することといたします。厚生労働省の方は御退出頂いて結構でございます。ありがとうございました。

(2) 教育部会

(樫谷委員長) それでは、次に教育部会の検討結果につき、資料4に基づいて、今日は若月部会長が御欠席ですので、事務局から御説明をお願いいたします。

(長屋参事官) 失礼いたします。事務局でございます。

教育部会におきましては、資料4を御覧ください。資料4の1枚目に記載されてございます1件の特例措置につきまして、全国展開に関する検討を行いました。

資料4の2ページをお開きください。特定事業の名称でございますが、地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業でございます。措置区分は法律でございます。

特区における規制の特例措置の内容でございますが、教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とするというものでございます。

評価といたしましては、その他、平成27年度までに評価を行うということでございます。

評価の判断の理由等でございます。関係府省庁によれば、認定地方公共団体における特区計画が部分的な運用、一部の学校施設の整備及び社会教育施設の管理にとどまっている段階では、全国展開により発生する弊害の有無は判断できないとのことであった。

評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用することによる学校等施設の整備・管理において、市長の権限が明確化され、教育委員会との調整の円滑化が図られる等の効果が確認された。また、複合施設の整備費・管理費の節減効果が確認された。

以上より、認定地方公共団体における特区計画が平成25年度以降完全実施された後に、その運用状況をみた上で、平成27年度までに改めて評価を行う。

評価・調査委員会において、人口減少社会の中、地域活性化の拠点としても施設の複合化は重要な視点であり、本特例措置を活用することで、学校等施設と公の施設の一体的な利用や総合的な整備の促進を図ることが重要であるとの意見があった。これを踏まえ、関係府省庁は、本特例措置をさらに進める視点に立って、関連ケースを含めて、学校等施設の管理・整備に関する権限の在り方の観点を含む複合施設の有効な管理・整備の方策や事例に関する整理を行い、平成25年度、評価・調査委員会にその結果等を報告することとするというものでございます。

今後の対応方針につきましては、認定地方公共団体における特区計画が平成25年度以

降完全実施された後に、その運用状況をみた上で、平成27年度までに改めて評価を行う。

関係府省庁は、本特例措置をさらに進める視点に立って、関連ケースを含めて、学校等施設の管理・整備に関する権限の在り方の観点を含む複合施設の有効な管理・整備の方策や事例に関する整理を行い、平成25年度、評価・調査委員会にその結果等を報告することとする。以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただ今の教育部会におきまして作成していただきました評価意見(案)につきまして、御意見・御質問ございましたら、御発言頂きたいと思えますけれど、いかがでしょうか。

(傍士委員) ちょっと細かいことです。27年度までにという表現というのは、何か違いがあるのですか。

(長屋参事官) 今後の対応方針のところ、認定地方公共団体における特区計画が、現在、完全には実施されていないということがございまして、平成25年度以降に完全実施された後に、その運用状況を見るということでございますので、運用状況を見るのに若干の時間がかかるということがございまして、平成27年度まで、したがって評価ができる状況になれば26年度かもしれないということでございます。

(樫谷委員長) 25年から26年までに完全実施されるという何か裏付けがあるということなのですか。そういうことではないのですか。

(長屋参事官) 特例措置の完全実施の時期の見通しについて、もし文部科学省の方からコメントあればお願いします。

(新田室長) 文部科学省でございます。

まず、東日本大震災の発生に伴って、計画の実施について遅れが生じているという点。それから、まず、今一番走っている給食施設については25年度中にできる部分があつてという部分があるのですが、あとその他公民館等については25年度以降にまた着工するとか、というようなことがあるというふうに伺っています。

教育部会の方でも話がありましたのが、やはり今回、事務体制についての特例ですので、箱物を整備する段階におけるメリットと課題、それから運用段階におけるメリットと課題というものもあるので、箱物ができあがった段階での評価、それから運用段階においても事務体制としてそれでいいかという部分もあるので若干のタイムラグもあるだろうというようなことで、このようなことになっていると承知しております。

(樫谷委員長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の教育部会作成の評価意見(案)を委員会評価意見として了承することとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、御異議がないようでございますので、委員会評価意見として了承することとしたいと思います。文部科学省の方は御退出お願いいたします。ありがとうございました。

(3) 地域活性化部会

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。最後に地域活性化部会の検討結果につきまして、資料5に基づきまして、私が地域活性化部会長をしておりますので報告させていただきたいと思っております。

地域活性化部会では、資料5の1枚目に記載されております案件につきまして、4件の規制の特例措置と3件の調査審議案件につきまして、本年度11回の部会を開催いたしまして検討を行いました。意見(案)につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思っております。

(佐竹参事官) 事務局でございます。資料5に基づきまして順に御説明させていただきます。

まず2ページでございますが、措置番号105・1222搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業ということで、事業の概要につきましては、資料1の2ページでございますので併せて御覧頂ければと思っております。評価意見(案)の内容を読み上げる形で御説明したいと思っております。

④の特区内における規制の特例措置の内容ということでございますが、一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、一定の公道において、同ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とするという内容でございます。

⑤の評価、部会の評価意見(案)の結果でございますが、その他、平成26年度に評価を行うということでございます。

⑥といたしまして、今申し上げた評価の判断の理由でございますが、関係府省庁、この場合は警察庁、国土交通省になりますが、関係府省庁によれば、特例措置105・1222の実施による弊害の発生は認められなかったが、平成24年11月2日付けで構造改革特別区域基本方針の別表1に追加された、特例措置106・107については、他の交通との混在かつ車道の横断というこれまで以上に危険が予見される実験を行うことから、引き続き安全性について検証の必要があるとのことであった。

106・107については、※印として⑥の欄の一番下を書いてございますが、106は境界表示措置要件の廃止ということで、実験場所の境界を示すための措置をとるという要件が廃止となりました。

それから107につきましては、実施場所への横断歩道等の追加ということでございます。

続きまして⑥の第2段落に移りたいと思っております。評価・調査委員会による調査、この場合は認定自治体であるつくば市に対する調査でございましたが、本特例措置を活用した事業により、認定自治体内、つくば市だけではなく、関東近隣などから多数の実験参加者が来訪するとともに、今後は研究機関・協議会参加企業が増加する予定であることから、雇

用についても増加が見込めるという報告を頂きました。

第3パラグラフに行きます。以上より、本特例措置に特段の弊害は生じていないものの、本特例措置と密接不可分である特例措置106・107については未検証であるため、その評価と併せて105（106・107）・1222として、平成26年度に改めて評価を行うと、以上が⑥の内容でございます。

それから、最後に⑦の今後の対応方針でございますが、本特例措置については、平成24年11月2日付けで基本方針別表1に追加された特例措置106・107の評価と併せて、105（106・107）・1222として、平成26年度に改めて評価を行うという内容でございます。

（宇野参事官）引き続きまして、特例措置番号1205（1214、1221）について、評価意見（案）をご説明したいと思います。資料1の7ページがその概要になっておりますが、資料5の3ページに基づきまして、御報告をしたいと思います。評価の対象となっているのは、この評価番号のうちの1221、車両の長さおよび最小回転半径に関する事項でございます。

④の規制の特例措置の内容でございます。重量物を輸送する特定の車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ軸重が一般的制限値以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。また、重量物を輸送する特定の車両の通行経路が公道に関して横断に限る場合には、車両の長さ及び最小回転半径の規定を適用しない、でございます。

⑤の評価でございますが、特例措置対象車両が公道を横断する場合に限り、車両の長さの許可限度を21.04m以下とする特例措置について、地域を限定することなく全国において実施することと評価をしております。

⑥のその評価の判断の理由でございます。関係府省庁によれば、特殊車両通行許可制度に則り車両が通行することについては、限定された地区内で直進して道路法の道路を横断する場合に限定した通行で、かつ釜石地区において実施した車両に対する特例措置、この場合、セミトレーラ連結車の長さが21.04mでしたが、に関して、その実施による弊害の発生は認められなかった。

評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、輸送コストの低減やCO2排出量の低減などといった効果が確認され、大きな弊害も発生していないことが認められた。

以上より、本特例措置の活用による効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行う。

なお、特区において実施した車両の長さ、この場合、連結車の長さ21.04mでございますが、に基づき、上記の全国展開は21.04m以下の場合に限ることとし、これを超える長さの許可上限値の緩和に関しては、安全性等弊害の有無が確認されていないことから、引き続き特区として対応するとしております。

⑦の今後の対応方針でございますが、私有地内の通路その他私道の通行を中心とした利用など、車両が直進して公道を横断する場合に限り、車両の長さの許可限度を21.04m以下とする特例措置について、その内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。

なお、21.04mを超える長さの許可上限値の緩和に関しては、安全性等弊害の有無が確認されていないことから、引き続き特区として対応し、利用実績が生じた日から1年経過した後、評価を行うことという案にしております。

続きまして特例措置番号1223、長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業でございます。資料5の4ページを御覧ください。ちなみに資料1では8ページの方に概要がっております。

規制の特例措置の内容でございますが、④の欄に記載してございます。フルトレーラ連結車について、各道路管理者は、連結車の長さについて21メートルを上限として許可することができる、というものでございます。

評価につきましては、地域を限定することなく全国において実施としております。

その理由としまして⑥に記載してございます。関係府省庁によれば、特殊車両通行許可制度に則り経路等を限定した車両が通行することについては、本特例措置の実施による道路構造の保全及び交通の危険防止上の支障の発生等の弊害は特段認められなかった。

評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、輸送コストやCO₂排出量の削減効果、運航便数の削減による交通渋滞の緩和といった効果が確認され、大きな弊害も発生していないことが認められた。

以上より、本特例措置の活用による効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行う。

ということで、今後の対応方針といたしまして、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこととしております。以上です。

(佐竹参事官) 続きまして、資料5の5ページになりますが、おめくりください。

特例措置番号は1310、特定事業の名称はノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業でございます。事業の概要は資料1の9ページに付けてございますので、併せて御覧ください。

それでは、5ページの内容を御説明いたします。④にございます特区における規制の特例措置の内容、ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、許可の不要な狩猟による捕獲を可能とするというものでございます。

⑤の評価、その他、銃及びわなによる狩猟実績が確認された場合に、改めて評価を行うということでございます。

その判断の理由を⑥の欄に掲げてございます。第1パラグラフ、関係府省庁、この場合は環境省でございますが、関係府省庁によれば、本特例措置を活用したノヤギの狩猟実績は、網による1頭であり、全国展開により発生する弊害の有無を判断するために必要な事項のうち、銃及びわなによる狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について、検証されていないとのことであった。

第2パラグラフですが、評価・調査委員会による調査ではということで、この場合、認定自治体は奄美大島の5市町村であります。その市町村に対する調査では、狩猟によるノヤギの捕獲頭数は1頭に留まっていたが、本特例措置の実施に当たって前提となる要件を実行するための放し飼い防止条例の活用や、有害鳥獣捕獲の実施による効果も含めれば、特区内のノヤギの推計生息頭数は1,000頭程度減少していることが確認されました。

第3パラグラフですが、以上より、銃及びわなによる狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について未検証であるため、本特例措置について、関係府省庁は毎年度、前年度における狩猟実績に関する調査を行う。調査の結果、銃及びわなによる狩猟実績が累積でそれぞれ複数確認された場合に、改めて評価を行うということでございます。

⑦の今後の対応方針といたしましては、本特例措置について、関係府省庁は毎年度、前年度における狩猟実績に関する調査を行い、その結果を内閣官房に御報告頂くと。調査の結果、銃及びわなによる狩猟実績が累積でそれぞれ複数確認された場合に、改めて評価を行うことという内容でございます。1310については以上でございます。

(豊重参事官補佐)資料5の6ページ目を御覧ください。本年度地域活性化部会では本部長から諮問を受けました4件の未実現提案について調査審議を行いました。そのうち1件、旅行業登録等に伴う要件の緩和につきましては、昨年11月5日に持ち回り開催を行い、意見を取りまとめましたので、本日3件について御報告いたします。

6ページ目、障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和についてでございます。こちら総務省の案件でございまして、地方自治法施行令167条の2に関するものでございます。

意見として、本提案については、平成23年12月の地方自治法施行令の改正により、法で定める障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等に準ずる者として、地方公共団体の長が一定の手続により定めた基準に基づいて認定を受けた者と随意契約を締結することができることとされた。また、調査審議において、株式会社も準ずる者の対象となり得ることが確認された。

関係府省庁は、政令改正の趣旨及び内容を、関係する会議等で説明することや、自治体からの相談に適切に対応する等、周知徹底を図られたい。

意見の考え方として、提案者、株式会社世田谷サービス公社は、障害者雇用に積極的に取り組む一般事業主への自治体発注を容易にすることにより、障害者の雇用安定を図り、地域における障害者の自立促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号における随意契約要件の緩和を要望していた。

その後、平成23年12月に同施行令が改正され、法で定める障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等に準ずる者として、地方公共団体の長が一定の手続により定めた基準に基づいて認定を受けた者と随意契約を締結することができることとされた。

調査審議において、提案者はこの準ずる者に株式会社が含まれるかどうかについて、関係府省庁の見解を求めた。

これに対し、関係府省庁からは、株式会社も準ずる者の対象となり得ること、また、準ずる者の範囲は地方公共団体が一定の手続により基準を定めて判断するものであり、各自治体において弾力的な運用が可能であることの説明がなされた。

関係府省庁は、政令改正の趣旨及び内容を、関係する会議等で説明することや、自治体からの相談に適切に対応する等、周知徹底を図るべきである。以上でございます。

7ページ目を御覧ください。2件目でございます。公立大学法人（地方独立行政法人）の研究成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和についてでございます。こちらも総務省の案件でございます。地方独立行政法人法第21条関連の提案でございます。

意見として、公立大学法人の研究成果の活用は地域経済の活性化など効果的な面がある一方、公立大学法人の出資という形態をとる場合には、その意義、公立大学法人による出資の目的や必要性、及び手法、リスク管理等経営参画の在り方を含む等の課題について提案者は十分に検討する必要がある。その整理が成された段階で改めて関係府省庁における検討を進めることとする。

意見の考え方として、現状、公立大学法人は、その研究成果を事業化する企業に対する出資ができない。提案者は、教育研究の更なる活性化を図り、大学の保有する知の還元を促進するため、公立大学法人が適正な手続を経た上で出資可能とすることを要望している。

具体的には、知的財産ライセンスから得られるロイヤリティ収入を出資の財源とし、出資額には上限を設定することとしている。また、効果的な投資を行うために必要な金融機関との協力関係を構築し、ファイナンス審査を行った上で出資を行い、出資先が破綻した場合の措置等も講ずることとしている。

関係府省庁は、設立団体からの交付金が収入の大宗を占める公立大学法人が出資することの意義及び手法が不明確であるとし、経済的リスクを負うという問題があるベンチャー企業に対する出資については、公立大学法人の本来業務の範囲内と位置づけることは困難としている。

調査審議においては、公立大学法人の研究成果を事業化する際の企業への出資を行うためには、以下の課題があるとの指摘がなされた。今後、提案者は十分に検討する必要がある。その整理が成された段階で改めて関係府省庁における検討を進めることとする。

(1) 公法人による出資の対象、区域設定の方法等、目的、支援か投資かは何か。

(2) 出資の手法、出資割合、出資期間、出資撤退の方法等や、経営参画の在り方、リスクマネジメントや組織的な利益相反への対応等をどのように確立するか。

(3) ベンチャー企業に対する出資によらない委託・共同研究や特許権等についての実施許諾、大学と連携するベンチャーファンドの活用等により、大学の研究成果の活用を図ることはできないか。

なお、調査審議においては、国立大学法人・公立大学法人によるTLO、技術移転機関への出資に関する議論も行われた。これに対し、関係府省庁は、現行制度上、国立大学法人においては、大学の教育研究の活性化や新産業の創出等への期待から、大学自らの総合

的・戦略的な判断に基づき、産学官連携を推進する観点から、TLOのうち、文部科学大臣・経済産業大臣の承認を受けたものについて出資することはできるが、公立大学法人においては、承認TLOについて出資することはできないとしている。一方、提案者からは、TLOという別組織では運営のための管理費用が必要となり提案者にとっては効率的ではないと考えているなどの意見が出され、TLOへの出資は求めていないとしている。以上でございます。

(瀧本参事官補佐) 続きまして8ページを御覧ください。農地利用集積円滑化団体の民間開放についてでございます。

意見として、関係府省庁は、農地所有者代理事業に関する事務について、判断行為、賃貸借契約の締結等を除き、準備行為、貸し手及び受け手候補者の調査・意向把握等及び事実行為、相談窓口の設置等を対象として、農地利用集積円滑化団体から民間企業への事務委託を可能とするよう措置すること。このため、円滑化団体から民間企業への事務委託を可能とする通知改正を行い、全国的に民間企業への事務委託が可能である旨の周知徹底を図ること。

意見の考え方についてでございます。提案者は、農地利用集積円滑化事業のうち、地権者から委任を受け、その地権者を代理して受け手農家と賃貸借契約等を締結する事業である農地所有者代理事業について、農地の受け手候補者の調査や意向把握等に対して、民間企業が有する機能を活用して、市町村と役割分担を行いつつ、円滑化団体が行う事務を担えるように措置することを求めている。

これに対し、関係府省庁は、事業実施主体、円滑化団体が農地の出し手・受け手双方の農業者から公平・公正なあっせん者として信頼を得て協議ができることが必要であり、このことを外形的に判断する最低限の基準として非営利という要件を課しており、民間企業が事業実施主体として参画することは困難としている。

地域活性化部会においては、農業を再生するため、意欲ある担い手を育成し、その担い手に農地を集積することが喫緊の課題であること、当該課題解決のためには、民間企業を十分に活用してその推進を図ることが重要であるといった意見とともに、民間企業が市町村等との連携等により公平・公正が担保できる形で農地所有者代理事業を行う仕組みを検討できないか等の議論が行われた。

これらを踏まえ、関係府省庁は、次のような措置を行うことが適当である、ということで取りまとめを行っております。以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、ただ今の地域活性化部会において作成いたしました評価意見(案)4件と調査審議意見(案)の3件、御意見・御質問ございましたら御発言頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(今野委員) 資料5の2ページ目の搭乗型移動支援ロボット、これはどういうのを、何ですかね、これは何か定義があるのですか。

(樫谷委員長) これは国土交通省でよろしいのでしょうかね。定義はあるのでしたっけ。

この前定義があるような話を。

(江角課長) 今回のこの特区において使われている搭乗型移動支援ロボットという用語につきまして、明確な定義は存在しておりません。これは、全く今までにないような新たな乗り物でございますので、そういう意味で定義がないという認識をしております。ただ、当然これを現行法令に無理やり当てはめるとすれば、排気量ですとか、電気モーターを使用している場合には定格出力の大小によりまして原動機付自転車に分類されるものと軽自動車に分類されるものとがございます。

(今野委員) これは何と言いましたっけ。

(枝広事務局長代理) セグウェイですね。

(今野委員) セグウェイね。セグウェイというのは。

(江角課長) セグウェイというのは商品名です。アメリカ製の。

(今野委員) そうなんですか、商品名なんですか。

(江角課長) 資料1の2ページ目の左下に写真が載っておりますが、これはセグウェイという商品名でございます。それ以外にもいろいろな形の搭乗型の人が移動することを支援するための用具というものが今開発されつつあるという状況でございます。

(今野委員) そうすると、例が少ないうちはいいですけど、いろいろなものが出てくると、搭乗型移動支援ロボットの範囲というのは、まだ曖昧だということですかね。今回の事例ではいいですけど、特殊な、変なものが出てきたりとかですね。

(江角課長) いろいろ考えられると思います。

(樫谷部会長) 今おっしゃったとおり、議論の中で、例えば高齢者の方とか障害をお持ちの方がそういうロボットですね、鉄人28号に乗っていたら、それはどうなんだと。鉄人28号という意見は出ませんでしたけれど。例えばそういうようなものに乗ったときに歩道を歩くのか車道を歩くのかという、まだ幸い出ていないのでいいのですが、どうなるのかという意見は出るかもしれませんねという話はしたことがあります。

(今野委員) 資料5の6ページの障害者雇用促進のところがありましたけれど、株式会社も準ずる者の対象となり得ると書いてあったのですけれど、この株式会社というのは一般的な全ての株式会社という、そういう意味なのですか。

(岡課長補佐) 総務省でございますが、全ての株式会社が対象となり得るわけではありまして、あくまで法律に定められています障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等に準ずる株式会社でないといけないということでございます。

したがって、例えば障害者の方をたくさん雇用している株式会社があったり、母子家庭のお母さんをたくさん雇用しているような株式会社があれば、地方公共団体の方で長が学識経験者の意見を聞いて、例えば従業員の1/2以上障害者を雇用している株式会社といった要件を定めた場合には対象となり得るということでございます。

(今野委員) そうすると、いわゆる企業が持っている特例子会社なんかはこれに入るわけですね。

(岡課長補佐) 株式会社以外でも、例えば有限会社でもNPO法人でも、法人の設立形態は特に問うていませんので、そこは地方公共団体の方で地域の実状を踏まえて判断をしていただくということになりますから、今おっしゃられたような会社でも、会社の雇用形態の中で障害者の方とか高齢者の方、あるいは母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんに一定の配慮をしていたりですね、そういう方をたくさん雇用している場合には対象となり得るということでございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の地域活性化部会作成の評価意見(案)及び調査審議意見(案)を委員会意見として了承することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。御異議がないようでございますので、委員会意見として了承することとしたいと思います。関係府省庁の方は御退出頂いて結構でございます。ありがとうございました。

3. 平成24年度下半期評価意見及び平成24年度調査審議意見の取りまとめ

(樫谷委員長) それでは、以上3部会からの報告を踏まえまして、評価・調査委員会といたしまして平成24年度下半期の評価意見及び平成24年度調査審議意見を取りまとめ、構造改革特別区域推進本部長に提出することとしたいと思います。

事務局から資料配布していただきたいと思います。

(「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見及び未実現の提案に係る諮問事項に関する意見(案)」配布)

よろしいでしょうか。それでは、今配っていただきました意見(案)でございますが、1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページまでの説明の部分と、6ページ以降につきましては只今御審議頂いた部分でございますので、1ページから5ページまでの分につきましては、私の方から簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、「1. はじめに」でございますけれども、ここでは、当委員会の役割とか今年度の検討の概略につきまして記載しております。それから「2. 平成24年度下半期の評価について」というところでございますが、(1)の評価の進め方ですね、本年度下半期の評価の進め方について簡単に記載しております。

(2)の評価意見の概要として、本年度下半期の評価の対象となりました8件の特例措置につきまして、それぞれの評価の概要を説明しております。

それから、「3. の平成24年度調査審議について」というところでございますが、まず(1)といたしまして、本年度の調査審議の進め方につきまして簡潔に記載して、(2)で調査審議意見の取りまとまった3件について、それぞれについての調査審議の概要を説明しております。

最後に、「4. おわりに」でございますが、構造改革特区制度に寄せられる期待を踏ま

えまして、関係府省庁や地方公共団体に一層の取組みをお願いして、結びとしております。

以下、添付された案件毎の意見（案）につきましては、先ほど申し上げたとおり各部長から御報告頂いたとおりでございますので、省略したいと思います。以上でございます。何か御意見・御質問ございましたら、御発言頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、本日の案につきまして、評価・調査委員会の意見として構造改革特別区域推進本部長に提出することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（樫谷委員長）ありがとうございます。それでは、そのように進めたいと思います。

4. 関係府省庁自ら一部全国展開を予定する特例措置について

（樫谷委員長）次に、関係府省庁自ら一部全国展開を予定する特例措置について、報告がございます。

特例措置番号934、指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児あるいは障害者の受入事業について、資料6に基づきまして、事務局及び厚生労働省より御説明をお願いしたいと思います。

（大地参事官）それでは、資料6、関係府省庁自ら一部全国展開を予定する特例措置について御説明いたします。

特例措置番号934でございまして、一枚おめくりいただけますでしょうか。1ページ目、こちらに規制の特例措置の概要が記載されております。この特例措置は、黄色の囲みのところを御覧頂きたいと思いますが、障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用できる、この場合でも、障害者自立支援法に基づく給付費の対象となるようにし、身近な場所でのサービス利用を可能とするものでございます。全国展開の内容につきましては、厚生労働省から説明をお願いいたします。

（樫谷委員長）よろしく申し上げます。

（阿萬室長）それでは、説明をさせていただきます。資料6の3ページ目、③と書いてございますが、一部全国展開についてということで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と書かれております一枚ペーパーがあると思いますので、それを御覧頂ければと思います。

全国展開に当たっての検証につきましては、これまでの経緯を踏まえまして、今年度、事業所の状況について確認をいたしました。そうしたところ、児童デイサービスにつきまして累積7、そして自立訓練は累積1ということでございまして、児童デイサービスにつきまして、弊害の確認をいたしました。

その調査の結果、特に大きな弊害が認められなかったということから、今後必要な準備を行った上で、「基準該当児童発達支援」又は「基準該当放課後等デイサービス」、これは具体的な基準そのものは、今定められている指定基準を満たしていない部分がございます

が、それぞれの自治体の判断により、給付の対象とすることができると、そういう類のものがございます。それをそういう形として全国展開することとするということで、意思決定しているものがございます。また、当該事業所の職員が障害児支援に係る研修等に積極的に参加することができるよう、併せて自治体に対して周知を徹底したいというふうに考えております。以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、関係府省庁自ら一部全国展開を予定する特例措置について、御意見・御質問ございましたら、御発言頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

一部というのは、自立訓練は特区のまま残すということですね。

(阿萬室長) はい。

(樫谷委員長) 5か所というのは何か取り決めがあったんでしたっけ。

(阿萬室長) もともとそのような形での決定がなされていたという状況でございます。

(樫谷委員長) ということは、自立訓練についても5か所、もちろん弊害がないということが前提でしょうけれども、その場合は自ら全国展開と考えてよろしいでしょうか。

(阿萬室長) もちろん現在定められております箇所数になった段階で、弊害の調査をまず、我々の方でさせていただいた上で、弊害の状況を確認するというところでございます。

今回の一部全国展開は、そのプロセスに乗っておりまして、弊害の調査を行ったところ我々として弊害があると認められるものがございませんでしたので、今回は一部を全国展開すべきものと判断したということでございます。

(樫谷委員長) 5か所基準で見ますということですね、弊害があるかないかですね。

(大地参事官) 資料6の2ページ目に平成23年度の評価意見というものを掲載しておりまして、そちらの評価の中に、ちょっと細かい字で恐縮でございますが、児童デイサービスと自立訓練、それぞれサービス利用実績のある事業所が累積で5か所になった時点で、弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていれば改めて評価を行うという、そういう御意見を頂いておりまして、それに基づいて今回厚生労働省が対応したというものでございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) それでは、厚生労働省の方は御退出頂いて結構です。ありがとうございます。

5. 新たに適用された特例措置の評価時期の設定について

(樫谷委員長) それでは、本日最後の議事となりますが、新たに適用された特例措置の評価時期の設定につきまして、資料7に基づきまして事務局より御説明をしていただきたいと思います。

(豊重参事官補佐) 資料7を御覧ください。資料7「構造改革特別区域において講じられ

た規制の特例措置の評価時期に係る意見（案）」について、御説明申し上げます。まず、文章そのまま読み上げさせていただきます。

構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところである。当該評価の実施時期については、本委員会において検討を行い、構造改革特別区域推進本部長に意見を提出しているところである。

この度、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置について、関係府省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき評価時期の検討を行った。

その結果、当該規制の特例措置の評価時期について、本委員会の意見は以下のとおりとする。

ということで、表にございます106・107「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業の一部」、こちらについて評価時期を平成26年度、特例措置番号1013「農業関連事業普及指導員任用事業」について評価時期を平成26年度にしてはどうかという意見でございます。

2ページ目を御覧ください。1、関係府省庁名は警察庁になります。②の26年度とする理由でございますが、2行目、当該特例措置106・107は、先ほど御審議頂きました「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」、105・1222を拡充するものであり、今後、つくばモビリティロボット実験特区及び羽田空港ロボット実験特区において、当該特例措置に係る実証実験が実施される予定である。

つくばモビリティロボット実験特区においては、平成25年早期に当該特例措置に係る実証実験を実施予定、羽田空港ロボット実験特区においては、平成25年度より当該特例措置を含む搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を開始し、初年度は搭乗型移動支援ロボットの公道における有効性、安全性、親和性のほか、同ロボットの業務上の活用方法について検証し、平成26年度以降は実験エリア内のルートや対象者等の拡大の具体的な検討を行うこととしている。

以上のことから、一定の実験結果の蓄積が見込まれる時期、平成26年度に調査を実施することとしたものでございます。

なお、その他留意すべき事項としまして、先ほど御審議ありましたとおり、拡充前の規制の特例措置105・1222についても、当該特例措置と密接不可分であるため併せて調査を行うこととすとなっております。

御参考までに資料7の5ページを御覧ください。先ほどありました106・107、107というのが5ページ中ほどにございます。横断方法として、横断歩道等を今回拡充ということで追加してございます。一方、このページ一番下、106、こちら、境界表示措置要件の廃止ということで、こちらの要件も緩和するという拡充が行われてございます。

7ページ目御覧ください。もう一件の案件でございますが、1、関係府省庁名は農林水産省、3、特定事業の名称、農業関連事業普及指導員任用事業でございます。平成26年

度とする理由については②、当該特例措置に係る埼玉県構造改革特別区域計画は、平成24年11月に認定されたところ。当該計画は平成24年12月から平成26年3月を事業実施期間としている。また、特区で任用された普及指導員の活動成果を把握するためには、農業の持つ季節性を踏まえ、事業開始から1年以上経過した段階で調査することが適切と考える。これらを踏まえ、平成26年度に評価を行うことができるスケジュールとしたものでございます。

8ページ目御覧ください。農業関連事業普及指導員任用事業、簡単に概要を御説明いたします。一番上の<これまで>という箱でございますが、普及指導員の任用資格というものは、農業分野に関する専門的技術・知識に係る国の普及指導員資格試験に合格した者等に限られているところでございます。これについて、構造改革特区の活用により、中ほどの黄色い楕円でございますが、任用資格要件設定権限の一部を都道府県に委任することにより、経営、マーケティング、食品衛生等のスペシャリストを普及指導員として任用し、農業の6次産業化等の推進を図るというものでございます。

その要件といたしましては、下の緑の枠でございますが、①として、農林水産大臣が指定する資格、管理栄養士、中小企業診断士等を有し、かつ、その資格に関する2年以上の実務経験を有している者であること。また、②といたしまして、都道府県知事が、書類審査、筆記試験、口述試験の方法により、普及指導員の事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者、こういう要件に基づくものです。

右下に、実際の取組事例といたしまして、実施主体が埼玉県。最後の段落ですけれども、新たに中小企業診断士や管理栄養士といった農業経営や農産加工品のマーケティング等のスペシャリストを普及指導員として2名任用し、その専門知識を活用して、6次産業化推進による商品開発や販路拡大による地域全体の収益力の向上を目指していくものでございます。説明は以上でございます。

(樫谷委員長) はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、評価時期の設定でございますけれども、御意見・御質問ございますでしょうか。

(枝広事務局長代理) 農業関連事業普及指導員任用事業という特定事業ですが、この資料の8ページにもありますように、現在認定件数が一件です。それで、よくここで評価をしていただく際に、やはりその実施事例が少ないことでなかなか評価が難しいと。そういうこともあって、更に再評価、再評価ということがたまにございますので、できるだけこの評価が実施されるまでの間に実施件数が増えるように、自治体の方々にも関心を持っていただけるように、周知にも努めてみたいと思います。

併せて、案件が農業の6次産業化の推進ということも、この特区制度の期待する効果の一つになっているんですけれども、内閣府では昨年地域再生制度というのを改正いたしまして、特定政策課題の一つとして農業の6次産業化を推進していこうという特定地域再生制度というものも積極的に推進していくという法改正をいたしました。こういう規制の特例措置と相まって、そういう政策課題がどんどん解決されていくということも望ましいこ

とでもありますものですから、そういうことも踏まえながら周知に努めていきたいと思っています。

（傍士委員）おっしゃるとおりで、多分ここに関係府省庁、農水省と書いてあるところと関わってくるのかなど。多分自治体とかに普通話が行くときに、やっぱり向こうは向こうで農水省周りの担当だけが受け手になって、ここでいう農商工連携とか、そういう受け手のところまで話がいけない可能性が、多々僕も見ているので。そこは、本当は農水省かもしれないですけども、やっぱりそういうことに本気で取組むところがあるとすれば、他省庁にもこういう話を持っていかれた方がいいのかなと思います。

（山根委員）私、実は6次産業化のボランティアプランナーをやっておりまして、こういったニーズが地域にあるということは十分承知をしております。ただ私も実はボランティアでやっている関係もありまして、こういう地域の面白い事業であるとか、いろんなものに対して積極的に参加する、手弁当で参加できるという人材ももしかしたらいるのかもしれないということが一つ挙げられるかなというふうに思います。

ただ、普及員さんとお話をするのもすごくありまして、私たちも学ばせていただくこと、すごくたくさんあります。私としては普及員さん、そして、様々な、経営的にですね、必要になる税理士さんですとか、そういう方もこの中ということで、なかなか、もしかしたら兼務をされる方がいらっしゃらないのかなという気も実はするんですけども、その方々の、知恵を借りて農業を面白くしていくということはすごく重要なことだと思いますので、私としてはすごく期待しております。

（樫谷委員長）ありがとうございます。確認なんですけど、普及指導員に任用されると、例えば山根委員の場合はボランティアでやって、ボランティアでやっていらっしゃると。ちょっと違うんですね。

（山根委員）そうですね。恐らく普及員さんは職員としてやられているんじゃないですかね。私たちは農林水産省から、何と言うか、委託を受けてと言うんですかね、やっているという状況。

（樫谷委員長）普及指導員というのは職員サイドの話だということですね。

（今野委員）私、これ、趣旨が意味不明なんですけど。例えば中小企業診断士の人を使いたいんだったら、普及指導員にしなくていいじゃないですか。普通に職員の人で雇って、一緒に仕事すればいいだけの話で、何でここで普及指導員にこだわるのかよくわからないんだけども。

（山根委員）選択肢を広げるという。

（樫谷委員長）それでなければ指導できないというのであれば別ですけどね。

（今野委員）普及指導員と同等の資格を認めるということは、普及指導員が現在やっていらっしゃる専門的な分野もできる、プラス、例えば税務の知識があるとか、マーケティングの知識があるということであれば、その人がこの試験を受ければいいじゃないかというふうに思うので。それと仕事が違うんだったら、別に普及指導員にしなくてもよくて、職

員として雇って指導員の人と一緒に仕事をすればいいだけなので、わかりません。要するに私にとっては意味不明というだけです。

(枝広事務局長代理) わざわざ国家試験を受けなくても農業の技術指導に柔軟に関わることができる選択肢を広げたということなんですけれども。いずれ評価にかけさせていただきます。

(樫谷委員長) 私会計士なので、農業技術のことはわからないのですが、例えばわかっている、別に普及員じゃないんだけど指導したらいけないということですかね。給料、指導員という立場があるということなんですかね。立場で指導しちゃいかんということですかね。別に指導するのは構わないですね、お互いに。

(傍士委員) 手伝うのはいい。

(枝広事務局長代理) 農業技術の指導をするということで、県の農業、農政部局が関わっているわけなんですけれども、そういうところで普及指導員という役割を担って農家に接するとなると、農家の方も信頼をされるでしょうし、ただ、その国家試験を経ないと指導員としての、普及員としての活動に関われないということになりますと、今度はマーケティングの感覚がやや不足するケースもあって、6次産業化に対する対応が不十分になりがちだと。その穴を埋める特区制度ということだと思います。

(樫谷委員長) 普及員という肩書が使えるということですね。

(枝広事務局長代理) そうですね。

(樫谷委員長) 会計士で農業普及員という。

(枝広事務局長代理) 普及員という肩書かどうか、特区におければ、普及員と同じ役割を任ずることができるということだと思います。

(樫谷委員長) 普及員になれるんじゃないですか。

(枝広事務局長代理) 普及員として任用してもらうということですね。

(加藤事務局長) 恐らく6次産業化を目指そうと思うと、今先生方が言われている会計士の先生とかいろんな他の先生方が入って指導するというので、予算措置もしやすくなるとか、農業者の人の受け止めも変わってくるということだと思います。これまでは、農業指導と言うと、恐らく生産効率を上げることがメインにあったのではないのでしょうか。

(山根委員) そうです、はい。

(加藤事務局長) そういうものを作るということ自体が普及指導を受ける意味合いだったと思うんですけど、それだけじゃよくないので、むしろ販路の開拓とか農家との農家経営との観点からも農業経営の普及、指導するという受け止めるサイドの問題意識も広がるので、ということもあるんじゃないかなと、これは推察ですが、さっき代理が申しあげましたとおり、ちょっとよく調べてどこでどういうメリットがあってということはよく整理をしたいと思いますが、そういう意識の転換というのも図られるような気がしておりますけれども。

(樫谷委員長) ありがとうございます。評価時期につきましてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) それでは本日の案につきまして、評価・調査委員会の意見として構造改革特別区域本部長に提出したいと思います。ありがとうございました。

本日の議事は以上ですけれども、事務局から他に何かございますか。

(大地参事官) 特にございません。

6. 閉会

(樫谷委員長) ありがとうございました。それでは本日はこれで閉会したいと思います。

ありがとうございました。

以上